不正行為等に対応する契約条項の導入について

深川市では不正入札を防止するため、入札・契約等に関し不正な行為があった場合や、 市の契約から暴力団関係事業者の排除を図るため、暴力団等の関与などの行為が後日明ら かとなった場合に、賠償金等を徴する条項と深川市が契約を解除できる条項を設けており ますので、あらかじめご承知の上、入札、見積合わせに参加してください。

【談合等不正行為】

| 項目 | 内容 | |
|---------|--|--|
| 契約解除の条項 | 深川市と締結した契約に関して、入札談合等の不正行為があった場合に、深川市が契約を解除することができます。 | |
| | (解除要件) ① 独占禁止法違反により公正取引委員会からの排除措置命令が確定したとき又は課徴金納付命令が確定したとき。 ②競売等妨害又は贈賄の罪で起訴され、刑が確定したとき。 | |
| 損害賠償の条項 | 深川市と締結した契約に関して、不正な行為により深川市が被った 損害を賠償させるため、損害賠償請求の特約条項があります。 | |
| | (損害賠償請求要求) ①独占禁止法違反により公正取引委員会からの排除措置命令が確定したとき又は課徴金納付命令が確定したとき。 ②競売等妨害又は贈賄の罪で起訴され、刑が確定したとき。 | |
| | (賠償金額) 契約金額の10分の1 | |

【暴力団等の排除】

| 項目 | 内 | 容 |
|---------|-------------------------------------|-----------------|
| 契約解除の条項 | 深川市と締結した契約に関して、 られた場合に、深川市が契約を解除 | |
| 違約金の条項 | 深川市と締結した契約に関して、 条項があります。 | 契約解除に伴う違約金請求の特約 |
| | (違約金額) 契約金額の10分の1 | |